

下 関 市 告 示 第 1 8 2 4 号
下 関 市 上 下 水 道 局 告 示 第 2 7 8 号
下 関 市 ボ ー ト レ ー ス 企 業 局 告 示 第 3 8 号
平 成 2 8 年 1 2 月 5 日

下関市告示第548号、下関市上下水道局告示第23号並びに下関市ボートレース企業局告示第10号（平成28年4月1日付）の告示内容に係る変更について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により公示する。

下	関	市	長	中	尾	友	昭										
下	関	市	上	下	水	道	事	業	管	理	者	三	木	潤	一		
下	関	市	ボ	ー	ト	レ	ー	ス	事	業	管	理	者	山	田	祐	作

記

4 資格審査の申請方法等 (1) 申請方法中、「より申請書を入手」を「から競争入札参加資格申請受付システムで申請」に改め、「添えて郵送又は信書便にて」を削る。

8 資格の更新の申請方法1号中、「より申請書を入手」を「から競争入札参加資格申請受付システムで申請」に改め、「添えて郵送又は信書便にて」を削る。

12 変更等の届出中、「速やかに」の次に「競争入札参加資格申請受付システムで変更申請し、関係書類を提出すること。ただし、競争入札参加資格申請受付システムで変更できない項目については、」を加え、「申請事項変更届」を「競争入札参加資格審査事項変更届」に、「届け出なければならない。」を「提出すること。」に改める。

以上

下 関 市 告 示 第 5 4 8 号
下 関 市 上 下 水 道 局 告 示 第 2 3 号
下 関 市 ボー ト レース 企 業 局 告 示 第 1 0 号
平 成 2 8 年 4 月 1 日
改正履歴 下 関 市 告 示 第 9 6 8 号
下 関 市 上 下 水 道 局 告 示 第 7 3 号
下 関 市 ボー ト レース 企 業 局 告 示 第 1 7 号
平 成 2 8 年 6 月 1 日
改正履歴 下 関 市 告 示 第 1 8 2 4 号
下 関 市 上 下 水 道 局 告 示 第 2 7 8 号
下 関 市 ボー ト レース 企 業 局 告 示 第 3 8 号
平 成 2 8 年 1 2 月 5 日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、下関市、下関市上下水道局又は下関市ボートレース企業局が発注する建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務（次の1に掲げるものをいう。以下同じ。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、政令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により公示する。

また、併せて、下関市契約規則（平成21年規則第29号）第2条第1項及び下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号）第164条並びに下関市ボートレース企業局契約規程（平成26年競艇企業局規程第16号）第2条の規定により申請の時期及び方法等について公示する。

下 関 市 長 中 尾 友 昭
下 関 市 上 下 水 道 事 業 管 理 者 三 木 潤 一
下 関 市 ボー ト レース 事 業 管 理 者 山 田 祐 作

- 1 建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の参加資格区分
建設工事及び測量、建設コンサルタント等業務の参加資格区分は、別表に掲げるとおりとする。
- 2 競争入札の参加に必要な資格
競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件の全てに該当する者であること。
 - (1) 政令167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 市税を滞納していない者であること。
 - (3) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - (4) 建設工事の競争入札に参加しようとする者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を受けていること。
 - (5) 測量、建設コンサルタント等業務のうち、測量業務の競争入札に参加しようとする者については、測量法（昭和24年法律第188号）第10条の3に規定されている者であること。
 - (6) 測量、建設コンサルタント等業務のうち、建築関係建設コンサルタント業務の競争入札に参加しようとする者については、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けた建築士事務所であること。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (8) 関係法令の規定による営業等の停止又は事務所の閉鎖等の処分を現に受けていない者であること。
 - (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
 - (10) 建設工事の競争入札に参加しようとする者については、有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書のうち、最新の審査基準日時点で、以下に定める届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者及び申請日までに当該届出をした者を含む。）であること。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- 3 資格審査の申請時期及び有資格認定日
資格審査の申請の受付は、随時に行うものとする。

なお、毎月15日（土日祝日の場合は直前の開庁日）を申請の締切日とし、締切日までに申請を行い、資格審査により競争入札参加資格を有すると認定された者（以下「有資格者」という。）は、翌月1日を認定日とする。

4 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

下関市ホームページ（<http://www.city.shimonoseki.lg.jp>）内の、【事業者の方へ⇒下関市工事の部屋⇒業者情報】から競争入札参加資格申請受付システムで申請し、関係書類を提出すること。

(2) 提出先

〒750-8521 下関市南部町1番1号 下関市役所契約部契約課
電話 083-231-1761

5 競争入札参加資格審査結果の通知等

(1) 結果の通知

競争入札参加資格審査結果は、申請者に通知する。

(2) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿への登録

有資格者を下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に、別表に定める参加資格区分を明らかにして登録し、当該名簿を下関市のホームページにて公開する。

6 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、3で定めた認定日から2年間とする。

7 競争入札参加資格の更新に係る審査の実施

(1) 資格審査により有資格者と認められる者については、資格の更新を行うことができるものとする。

(2) (1)の場合において、競争入札に参加する者に必要な資格については、2の規定を準用する。

8 資格の更新の申請方法

(1) 資格の更新の審査を受けようとする者は、下関市ホームページ（<http://www.city.shimonoseki.lg.jp>）内の、【事業者の方へ⇒下関市工事の部屋⇒業者情報】から競争入札参加資格申請受付システムで申請し、関係書類を提出すること。

(2) 下関市工事請負契約事務手続要綱第7条第1項の規定に基づく資格審査その他必要な事項は、別に定める。

9 資格の更新申請時期及び有資格認定日

資格の更新申請の受付は、随時に行うものとする。

なお、毎月2回申請の締切を設けることとし、各締切日及び有資格認定日は、以下のとおりとする。

申請締切日 (土日祝日の場合は直前の開庁日)	有資格認定日
毎月15日	翌月1日
毎月末日	翌月15日

1 0 資格の更新に係る審査結果の通知等

(1) 結果の通知

資格の更新に係る審査結果は、申請者に通知する。

(2) 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿への登録

資格の更新に係る審査により有資格者であると認められた者については、5 (2) の規定を準用する。

1 1 資格の有効期間

資格の更新に係る審査により有資格者であると認められた者の当該資格の有効期間は、6 の規定にかかわらず当該有資格者の認定日から2年間とする。

1 2 変更等の届出

申請者又は有資格者は、参加資格に欠けることとなったとき、又は次に掲げる事項のいずれかについて変更が生ずることとなったときは、速やかに競争入札参加資格申請受付システムで変更申請し、関係書類を提出すること。ただし、競争入札参加資格申請受付システムで変更できない項目については、競争入札参加資格審査事項変更届に関係書類を添付して提出すること。

- ア 商号又は名称
- イ 代表者の役職、氏名
- ウ 所在地
- エ 代表者印（実印）
- オ 受任先名称
- カ 受任者の役職、氏名
- キ 受任者の所在地
- ク 使用印鑑
- ケ 営業所の所在地、名称
- コ 資本関係・人的関係
- サ 取引に使用する金融機関口座
- シ 競争入札参加を希望する種目又は業種
- ス 総合評点の算定の要件となる事項

1 3 入札参加資格の取消し及び停止

(1) 有資格者について、次のいずれかに該当すると認められるときは、その者の入札参加資格を取り消すことができる。

- ア 政令167条の4第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - イ 2(2)から2(10)までに掲げる資格を満たさないと認められるとき。
 - ウ 資格審査の申請書(12に規定する申請事項変更届を含む。)若しくはその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明したとき。
- (2) 有資格者又はその代理人、支配人、その他使用人若しくは入札代理人が政令167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて入札に参加させないことができる。ただし、入札参加の停止期間中であっても、競争入札参加資格申請書類の提出をすることを妨げない

別表

契約の種別	競争入札参加資格の区分
建設工事	土木一式工事
	建築一式工事
	大工工事
	左官工事
	とび・土工・コンクリート工事
	石工事
	屋根工事
	電気工事
	管工事
	タイル・れんが・ブロック工事
	鋼構造物工事
	鉄筋工事
	ほ装工事
	しゆんせつ工事
	板金工事
	ガラス工事
	塗装工事
	防水工事
	内装仕上工事
	機械器具設置工事
	熱絶縁工事
	電気通信工事
	造園工事業
	さく井工事
	建具工事
	水道施設工事
	消防施設工事
	清掃施設工事
解体工事	
測量、建設コンサルタント等業務	測量業務
	地質調査業務
	土木関係建設コンサルタント業務
	建築関係建設コンサルタント業務